

文教大学研究倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、文教大学（以下「本学」という。）における学術研究が、法令に適合し、また、社会通念上適切な方法及び内容で行われるようにするため、研究者及び職員に求められる倫理に関する事項を定め、もって社会からの信頼を確保することを目的とする。

(研究者の定義)

第2条 この規程において、研究者とは、本学で研究活動に従事する本学の専任教員及び研究員（準研究員を含む。）をいう。なお、大学院学生、学部学生、研究生（以下「学生等」という。）であっても、研究に関わる場合は研究者に準ずるものとし、この規程の対象とする。

2 学生等が研究者として行動する場合は、必ず教員の指導下で行動しなければならない、かつ、その行動の指導に当たった教員は、学生等の行動に責任を持たなければならない。

(職員の定義)

第3条 この規程において、職員とは、本学で研究活動にかかる経費の執行及び管理に関わる本学の専任職員、契約職員をいう。

(統括管理責任者の定義)

第4条 この規程において、統括管理責任者とは、文教大学外部研究費の運営・管理に関する規程で定める者をいう。

(統括管理責任者の任務)

第5条 統括管理責任者は、本学全体を統括する実質的な権限をもって、研究倫理教育責任者その他教員と連携し、研究倫理教育、研究データの保存・開示に関する事項を統括管理する。

(研究者の基本的責務)

第6条 研究者は、次の各号に掲げる事項を基本的責務とする。

- (1) 研究者は、研究の遂行に当たり、本学の建学の理念である人間愛に基づき、個人の尊厳と人権を尊重し、学術研究の発展のため、良心と信念に従い誠実な行動をしなければならない。
- (2) 研究者は、研究者としての能力の向上を目指し、自己研鑽に努めなければならない。また、自らが関与する研究が一般社会や人々に与える影響を自覚し、研究計画立案にあたっては、その影響に配慮しなければならない。
- (3) 研究者は、個人の属性や思想信条による差別をしてはならない。また、研究上の立場を利用したハラスメントを行ってはならない。
- (4) 研究者は、法令及びこの規程を始めとする本学の関連規程のほか、国際的に認められた規範、規約及び条約等を遵守しなければならない。

(職員の基本的責務)

第7条 職員は、次の各号に掲げる事項を基本的責務とする。

- (1) 職員は、業務の執行に当たり、本学の建学の理念である人間愛に基づき、良心と信念に従い誠実な行動をしなければならない。

(2) 職員は、法令及びこの規程を始めとする本学の関連規程のほか、国が定める規範等を遵守しなければならない。

(説明責任)

第8条 研究者は、調査対象者・実験参加者等、当該研究に協力する者（以下「協力者」という。）の個人情報やデータを収集しようとするときには、協力者に対して、その研究目的を始めとする研究計画を適切かつ十分に説明しなければならない。

2 研究者は、協力者に対し、実験及び調査等の途中いつでも実験及び調査等への協力を離脱することができることを予め説明しなければならない。

3 前2項に関わらず、研究者は、研究目的を協力者に事前に告げることが研究の遂行に支障がある場合は、実験及び調査等への協力終了後に協力者に対しその説明を行わなければならない。

4 研究者及び職員は、経費の執行に関し説明責任を有するものとする。

(協力者の同意の確保及び方法)

第9条 研究者は、協力者から個人情報及びデータを得ようとするときには、予め協力者から研究への協力の同意を得なければならない。

2 研究者は、協力者に同意する能力がないと判断した場合は、その保護者等の本人に代わる者から同意を得なければならない。

3 研究者は、前2項の同意について、原則として文書で確認しなければならない。

4 前項の規定に関わらず、無記名式の調査票等により匿名化して個人情報及びデータを収集する場合は、回答を持って同意したものとみなすことができる。

5 研究者は、協力者から個人情報及びデータを収集する場合、協力者の心身の負担を最小限に抑える手段及び方法によらなければならない。

6 研究者は、協力者が研究への協力を途中で離脱することを申し出たとき又は個人情報及びデータの収集後に同意を撤回したとき並びに第4条第3項に基づいた協力終了後の説明時に同意を得られなかったときは、収集した個人情報及びデータを全て廃棄しなければならない。

7 前項において、申し出のあった個人情報及びデータを特定できない場合はこの限りではない。

(個人情報の保護)

第10条 研究者は、研究活動に伴う守秘義務を厳守し、研究活動の過程において知り得た個人情報の保護に努めなければならない。

2 研究者は、実験及び調査等の研究によって得られた協力者の個人情報及びデータの匿名性を保証しなければならない。

(機器、薬品及び材料等の安全管理)

第11条 研究者は、実験において機器、材料及び薬品等を用いるときは、取扱要領、関係規程を遵守し、安全管理に努めなければならない。

2 研究者は、実験における使用済みの材料及び薬品等について、責任を持って最終処理を行わなければならない。

(利益相反)

第12条 研究者は、産官学連携による研究活動の際には、利益相反の発生に十分留意し

なければならない。

(第三者への委託)

第13条 研究者は、第三者に委託して実験又は調査等を行う場合は、この規程の趣旨に則して実験又は調査が行われるよう必要な処置を講じなければならない。

(研究成果の公表)

第14条 研究者は、研究の成果を広く社会に還元するため、研究成果を公表しなければならない。ただし、知的財産権等の取得及びその他合理的理由のため公表に制約のある場合は、その合理的期間内において公表しないことができる。

2 研究者は、研究成果の公表にあたり、ねつ造、改ざん及び盗用等の不正行為をしてはならない。

3 研究者は、研究成果の公表にあたり、不適切な引用、引用の不備、誇大な表現、誤解を招く表現等を行ってはならない。

(研究データの保存)

第15条 研究者は、研究成果の第三者による検証に対応するため、当該研究に係る論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料を一定期間保存し、必要な場合は開示しなければならない。なお、退職等の後もその責任を負うものとする。

2 研究者は、収集した情報及びデータを、その消失、漏えい及び改ざん等を防ぐために適切な措置を講じなければならない。

3 前2項に関することは、別に定める。

(研究費の適切な管理)

第16条 研究者は、研究費が学生納付金、国・地方公共団体等からの補助金、その他の団体からの助成金、寄付金によって支えられていることに鑑み、適切かつ効率的に研究費を使用しなければならない。

2 研究者及び職員は、本学の規程に従って研究費の管理を行わなければならない。

3 研究者及び職員は、研究費が国費又は外部資金により賄われている場合は、本学の規程に加え、資金を提供した機関の定める手続きに従い研究費を管理しなければならない。

(不正行為への対応)

第17条 研究者及び職員は、研究活動に関わって不正行為を発見した場合は、その是正に努めなければならない。不正行為が現に行われ、若しくは、行われたことを知った時は、それを放置してはならない。

(他者の業績評価)

第18条 研究者は、論文査読、審査委員等の委嘱を受けて他者の業績評価を行うときには、評価基準、審査要綱等に基づき、公正な判断に努めなければならない。

2 研究者は、他者の業績評価に関わり知り得た情報を不正に利用又は漏えいしてはならない。

(謝礼)

第19条 研究者は、協力者に対し謝礼として金品を提供する場合は、その金額は社会通念上、妥当な範囲とし、支払い等については適正に管理しなければならない。

(独自の研究倫理基準)

第20条 本学の学部、研究科は、独自の研究倫理基準（以下「独自基準」とする。）を

制定することができる。

- 2 独自基準を制定した学部、研究科に所属する研究者は、この規程と独自基準の両方を遵守しなければならない。

(研究倫理審査委員会)

第21条 本学の学部、研究科に、必要に応じて、人を対象とする実験・調査を伴う研究計画を審査する研究倫理審査委員会を設置する。

- 2 研究倫理審査委員会は、複数の学部、研究科が合同で設置することができる。
- 3 研究倫理審査委員会の設置及び運営については、設置母体の学部、研究科の教授会が規程により定めるものとする。
- 4 研究倫理審査委員会に関する事項のうち、全学で統一すべき事項については、別に定める。

(研究倫理教育)

第22条 本学は、以下の各号に定める者に対して、研究倫理教育を実施するものとする。

- (1) 研究者
 - (2) 学部学生
 - (3) 大学院学生
 - (4) 外部資金による研究補助契約職員に関する規程に定める研究支援員
 - (5) 研究者の研究を補助する者
 - (6) その他統括管理責任者が必要と認めた者
- 2 本学は、学部、研究科、研究所ごとに研究倫理教育責任者を置き、各組織の長をこれに充てる。
 - 3 研究倫理教育責任者は、以下の事項について実施するものとする。
 - ア 研究倫理教育責任者の所属する組織の研究者に対して、研究倫理教育を定期的に行い、受講状況を管理すること。
 - イ 研究倫理教育責任者の所属する組織の学生に対して、修業年限中に研究者倫理に関する規範意識を徹底していくため、教育研究上の目的及び専門分野の特性に応じて、学生に対する研究倫理教育を実施すること。
 - 4 研究者は、統括管理責任者の指示のもと、第1項第4号、第5号及び第6号に該当する者に対して、定期的に研究倫理教育を行い、受講状況を管理する。
 - 5 研究倫理教育の内容は、研究活動を行うために必要な行動規範を修得させるものとする。なお、研究倫理教育の教材等は、大学が定めたものを使用するが、これに加えて専門分野の特性に応じたものを使用することもできる。
 - 6 第1項第1号、第4号、第5号及び第6号に該当する者は、原則3年ごとに研究倫理教育を受講しなければならない。なお、教材等の見直しを行った場合は、受講時期を変更することがある。
 - 7 統括管理責任者は、他の研究機関で研究倫理教育を受講済の者に対して、受講先の証明書を提出することにより研究倫理教育の受講を免除することができる。
 - 8 本学は、研究者及び学生等の研究倫理の向上、研究者及び職員の経費の運営・管理の不正防止のため、必要な啓発活動及び研究倫理教育の計画を策定し、実施するものとする。

9 研究倫理教育における必要な啓発活動は、教育研究推進センターが行い、研究倫理教育の計画は、不正行為対策委員会が行うものとする。

(不正行為への措置)

第 23 条 本学は、この規程で定める研究倫理に反する不正行為が発見された場合、必要な措置を講じるものとする。

(改廃)

第 24 条 この規程の改廃は、大学審議会及び大学院委員会の議を経て、学長が決定する。

附 則

- 1 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 文教大学及び文教大学女子短期大学部における研究活動上の行動規範は、廃止する。

附 則

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 30 年 7 月 4 日から施行する。